平成30年度　福岡支部予算のうち
特別計上にかかる経費について

平成30年度の福岡支部事業計画における特別計上経費について

「特別計上経費」とは

支部が行う事業については、原則としてあたえられた予算枠の範囲内で行うこととなりますが、各支部が独自に行う保健事業（その他保健事業）や医療費適正化事業、広報や支部独自のサービス向上のための取組みで、支部にあたえられた予算枠を超えて事業を行う場合等については、支部保険料率に反映させる「特別計上分経費」として計上することとなります。

協会けんぽの予算のうち、支部において事業計画に基づき特別計上経費として計上するかどうか判断すべき部分は、①広報に係る経費、②保健事業関係経費、③医療費適正化及び支部独自サービスに係る経費、の3点となります。

参考：全国健康保険協会定款第31条

（評議会の職務）

第31条　次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。

（1）**毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項**

（2）**当該支部の都道府県単位保険料率の変更に関する事項**

（3）その他当該支部の業務に関する重要事項

1．　広報・意見発信に係る経費

広報・意見発信に係る経費の平成30年度福岡支部予算枠は、**6,513,000円**

①　紙媒体による広報　（単位：円）

事項	目的	経費
事業所向けチラシ	加入事業所に対する広報（毎月年金機構より事業所へ送付する保険料納入告知書に同封	2,592,000
任意継続加入者向けパンフレット	任意継続加入検討者に対する制度周知（任意継続加入検討者が最も多い3月に窓口等で配布）	233,280
「協会けんぽのしおり」 （協会けんぽの制度、手続等の案内冊子）	新規適用事業所・健康保険委員等への配布	1,329,696
年金事務所主催算定説明会等資料	年金事務所主催の算定説明会等に講師として参加する際に使用	184,680
年金事務所等主催年金委員研修会等資料	年金事務所主催の年金委員研修会等に講師として参加する際に使用	307,800
保険証回収促進のためのポスター作成	保険証回収率の低い事業所等に送付し、保険証回収の促進を図る	324,000
メールマガジン配信に関する広報チラシ （事業所分）	メールマガジン配信に関する広報（事業所向け）	335,340
メールマガジン配信に関する広報チラシ （任継）	メールマガジン配信に関する広報（任意継続加入者向け）	142,036
社会保険ふくおかへの同封チラシ作成 及び同封手数料	福岡県社会保険協会会員事業所に対する広報	413,100
限度額認定証使用促進のための ポスター作成	医療機関及び健康保険委員委嘱事業所に送付することで限度額認定証の使用を促進する	324,000
合計		6,185,932

1．広報・意見発信に係る経費

② 地方自治体や関係団体との連携強化

- 福岡労働局等との共同によるメンタルヘルス対策セミナー開催　　経費：講師依頼料等合計：326,440円

  福岡労働局・福岡県・福岡市・北九州市と共同で、メンタルヘルス対策セミナーを開催する。（7月～8月ごろの開催予定）

③ その他の広報（テレビ、ラジオ、新聞等のメディア系媒体を活用した広報）

計上なし

①～③の合計額：**6,512,372円**　　福岡支部予算枠：**6,513,000円**

広報・意見発信に係る経費については、支部予算枠を超過しないため、特別計上は発生しない。

2. 保健事業に係る経費

保健事業に係る経費の平成30年度福岡支部予算枠は、**49,251,000円**

（単位：円）

事業区分	事業名	事業費	支部予算枠	差額
その他の保健事業	肝炎陽性者スクリーニングおよび受診勧奨事業	864,000	13,536,000	12,672,000
データヘルス計画	科学的根拠に基づいたデータ分析と情報発信事業	500,000		
	事業所訪問「おっしょい大作戦」を活用した事業所とのコラボヘルス事業	3,995,700		
	健康宣言実施事業所獲得のための訪問勧奨事業	8,273,664		
受診勧奨対策	平成31年度健診の受診勧奨にかかる支部独自の印刷物作成	5,484,240	35,715,000	104,735
	自宅直送による特定健診受診勧奨（自治体のがん検診とのセット健診の実施）	14,410,217		
	市町村との連携強化に向けた健診受付業務の外部委託	10,152,000		
	電話による特定健診の受診勧奨業務委託	1,700,000		
	派遣職員による特定保健指導勧奨のための事業所への電話および訪問事業	3,172,608		
	被扶養者の集団健診後における特定保健指導の実施	691,200		
合計		**49,243,629**	**49,251,000**	**7,371**

データヘルス計画に関する予算は、「その他の保健事業経費」「受診勧奨対策経費」の予算枠合計から、両事業に要する事業費を差し引いた残額で賄うこととなる。

2．保健事業に係る経費　及び　3．医療費適正化対策、その他サービス向上のための取組み

○「その他の保健事業」の事業経費は合計864,000円となり、予算枠内のため、**特別計上は発生しない。**

○「受診勧奨対策」及び「データヘルス計画」に係る経費については、「その他の保健事業経費」との合計額が、「その他保健事業経費」及び「受診勧奨対策経費」の予算枠合計額の範囲内で実施するよう計画策定。

（※事業予算合計額：**49,243,629円** ＜ 予算枠49,251,000円）

3.　医療費適正化対策、その他サービス向上のための取組み

計上なし

広報経費、保健事業に係る経費、医療費適正化、その他サービス向上のための取組みに係る経費のいずれも特別計上となる経費は発生しない

↓

平成30年度福岡支部予算にかかる特別計上経費は発生しない。